

**基本目標1 男女平等参画社会を実現するための意識づくり**

【主な課題】

- 根強く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消
- あらゆる分野における男女の不平等感の改善に向けた意識啓発・学習機会の創出
- 次代を担う子どもたちの男女平等意識を育む教育の推進

《現行計画での関連事業》

主要課題1 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

施策 ①男女共同参画の意識啓発と情報発信

No.	事業名	事業内容	R4 評価
12	家庭内での男女平等意識の推進 <b>重点</b>	夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を強化します。	A
39	男女平等に関する各種情報の提供 <b>重点</b>	多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを目指して、市民への啓発を積極的に進めます。特に、男性の意識改革に向けて啓発の強化を図ります。	B
40	男女共同参画週間事業の実施	固定的な性別役割分担意識やジェンダーに捉われず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。	B
41	学習機会の提供の充実 <b>重点</b>	多くの市民が生涯学習を通じて多様な知識や考え方を身に付け、ひいては男女平等、人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等に対する認識を深めることで、より充実した人生を送ることができるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に取り組みます。	B
42	男女平等の視点での市刊行物への留意	本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることに十分留意します。	B
57	地域における男女平等の啓発 <b>重点</b>	各種イベントに男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	B

施策 ②学校における男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
43	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用した研修を行います。	A
44	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路（職業）を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。	B

主要課題2 多文化共生の推進

施策 ○国際交流・理解の推進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
55	国際交流の推進と国際理解の促進	市民一人一人が外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。市民同士の包括的な交流の推進という面で重要な意義を持つ国際姉妹都市提携の実施に向けて、取り組んでいきます。	B
56	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催	世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場を再認識し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。	A

提言書で掲げた基本目標に対応する現計画の事業（検討用資料）

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶  
【DV防止基本計画】

【主な課題】

- 深刻なケースの発生可能性を念頭に置いた庁内各課及び関係機関との連携強化
- 性別を問わず相談しやすい体制づくりと多様な相談窓口等の周知・情報発信
- 若年層に向けたデートDVや性被害等の効果的な意識啓発
- 小規模事業所に向けたハラスメント防止に向けた啓発・相談先等の情報発信
- コロナ禍による女性を取り巻く課題の顕在化

《現行計画での関連事業》

主要課題1 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

施策 ①人権尊重と暴力防止に向けた意識啓発

No.	事業名	事業内容	R4 評価
24	人権尊重教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。	C/A
25	DVについての関係者の理解促進	DV被害を発見する可能性の高い学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DVについて理解を深める機会を提供します。	B
26	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	DVやデートDVに対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。	B/A
27	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進 <b>重点</b>	就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。特に、市内事業所の事業主及び従業員に対して積極的な啓発を行います。	C
28	児童虐待防止に向けた見守り体制の強化	児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化します。	B/C
29	メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進	メディアの多様化や新たなメディアの普及により、これまでに比べて膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。本市を含めた行政機関が作成する広報・出版物は、その表現が社会的基準とみなされることを踏まえ、使用する表現に十分配慮します。多くの市民が各種メディアから発信される大量で多様な情報を自分自身で取捨選択する能力（メディア・リテラシー）を身に付けることができるよう、学習機会を提供します。また、子どもの目線に立った学習ができるよう、親子参加型の講座を実施します。	B/E

施策 ②早期発見と暴力被害者への支援

No.	事業名	事業内容	R4 評価
30	相談業務の充実	DVに関する相談、情報提供窓口を広く周知するとともに、迅速かつ的確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。相談窓口等において、相談員を中心とする職務関係者からの二次被害が生じないようにするため、あらゆる職務関係者の資質向上に努めます。	B/B
31	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。	B/B/A/C

No.	事業名	事業内容	R4 評価
32	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	B
33	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	B/B/A
34	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設（シェルター）を活用します。	B/B
35	特に支援を要する様々な被害者への対応	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	B/B/E/C
36	被害者への対応に対する留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の取扱いには十分留意します。また、住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	B
37	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学の援助や相談を行います。	B/B/B

施策 ③関係機関との連携体制の強化

No.	事業名	事業内容	R4 評価
38	関係機関との連携強化	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	B/A/E/C

主要課題2 各種ハラスメントの防止と被害者支援

施策 ①各種ハラスメントの防止に向けた意識啓発

No.	事業名	事業内容	R4 評価
20	あらゆるハラスメント防止に向けた広報・啓発	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報や、ホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対しても啓発を行っていきます。	B
21	庁内等におけるあらゆるハラスメント対策 <b>重点</b>	就労の場（市役所）、教育の場（学校）におけるあらゆるハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対する各種ハラスメント防止研修等を実施します。	C/B

施策 ②早期発見と各種ハラスメント被害者への支援

No.	事業名	事業内容	R4 評価
22	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。	B
23	庁内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場（市役所）、教育の場（学校）において各種ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	B/A

提言書で掲げた基本目標に対応する現計画の事業（検討用資料）

基本目標3 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進  
【女性活躍推進計画】

【主な課題】

- 各種審議会等への女性の参画比率の向上、女性リーダー・管理職の育成や情報発信
- 女性の各ライフステージにおける希望する働き方の実現に向けた支援
- 女性に偏る家事・育児負担の解消、男性の家事・子育て・介護等への参画促進
- 男性の育児休業取得についての理解促進や企業に向けた支援

《現行計画での関連事業》

主要課題1 女性活躍の推進

施策 ①意思決定過程への女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
5	各種審議会等への女性の参画促進 <b>重点</b>	本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。	C
6	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性職員に対し、管理職試験の受験を促します。	B
7	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	B
8	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	B

施策 ②女性の活躍の場を広げるための支援

No.	事業名	事業内容	R4 評価
1	復職・再就職等を支援する講座の開催 <b>重点</b>	働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上（スキルアップ）のための研修等を行います。復職・再就職者数等の把握により、成果を意識した事業展開を図ります。	B
2	女性リーダー育成 <b>重点</b>	女性リーダーを育成する研修・講座の開催や、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援することで、女性リーダーを育成し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。	A
3	女性の起業に関する情報提供・支援	一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して支援します。	B
4	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	B

主要課題2 仕事と家事・育児・介護の両立の推進

施策 ①男女がともに働きやすい職場環境づくり

No.	事業名	事業内容	R4 評価
11	長時間労働縮減に向けた啓発	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。	B
17	市民・事業者に向けた情報提供	就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。市民に対しては、多様な労働形態についての情報提供を行います。	B
18	職場環境の見直し、意識改革の推進	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	B
19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 <b>重点</b>	ワーク・ライフ・バランス推進事業所を認定し、市内・市外へPRを行います。認定企業をPRすることで、ワーク・ライフ・バランスの導入について支援とより一層の充実を図ります。	A
15	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	B

施策 ②市民のワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援

No.	事業名	事業内容	R4 評価
13	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援	事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発して、市民一人一人が自らの生き方について考え、実践することを支援します。特に、育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、待機児童の解消に向けた取組を進めていきます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に当たっての阻害要因を分析し、その解消に向けた事業者や市民の取組を支援します。	B/B/B/A/B
14	特に支援を要する市民に対する支援の充実	生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。	B/E/A/C

施策 ③男性の家事・育児・介護等への参画の促進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
9	男性の意識改革と家事スキル向上への講座の開催	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。	B
10	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業所への働きかけ	男性の育児休業取得率向上のための事業所の取組を支援します。併せて、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図ります。	B
16	育児・介護休業取得に向けての環境づくり <b>重点</b>	市職員が育児・介護休業を取得しやすい環境にするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。	A

提言書で掲げた基本目標に対応する現計画の事業（検討用資料）

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

【主な課題】

- 地域活動への若年層の参加促進
- 女性が地域活動の場で活躍しやすい環境づくりや意識啓発
- 防災分野における女性の参画の一層の促進
- 性の多様性に関する正しい理解の促進
- 生涯を通じた健康づくりへの支援

《現行計画での関連事業》

主要課題1 地域社会での男女共同参画の推進

施策 ○地域における男女共同参画の促進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
58	男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携 <b>重点</b>	男女共同参画に資する活動を行っている市民団体を洗い出し、支援を行うことで、市民団体の意識を高めるとともに、連携を強化します。	D
59	地域活動への支援	ワーク・ライフ・バランスの実践により、市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援します。	B

主要課題2 防災分野での男女共同参画の推進

施策 ○防災分野への女性参画の促進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
60	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	C
61	男女共同参画の視点による地域防災計画の推進	地域防災計画の見直しに向け、防災会議に女性委員を積極的に登用し、男女共同参画の視点を反映させます。	B
62	避難所における男女共同参画の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。また、避難所管理運営マニュアル作成に際して、女性の意見も反映させます。	A
63	女性の視点を踏まえた防災講習・イベントの開催	女性の視点を活かした地域防災力の向上のため、男女共同参画に配慮した防災講習やイベントを開催します。	E/A

主要課題3 性の多様性の尊重

施策 ○性の多様性の尊重と理解の促進

No.	事業名	事業内容	R4 評価
45	年代に応じた性教育の推進	性別による身体について十分に理解し、性自認や性的指向に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	A/A
46	性の多様性に関する理解の促進 <b>重点</b>	性の多様性を取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、パートナーシップ制度等の具体的な施策について検討します。	A

No.	事業名	事業内容	R4 評価
47	小・中学校における個別的支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。	A

主要課題4 ライフステージに対応した健康支援

施策 ①妊娠・出産への切れ目のない支援

No.	事業名	事業内容	R4 評価
52	妊産婦のための相談体制の充実	妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。	B

施策 ②性差にも応じた健康づくりの支援

No.	事業名	事業内容	R4 評価
48	学習機会の提供の充実	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	B
49	心とからだの健康づくりの推進 <b>重点</b>	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ事業の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の事業の充実により、市民の体力の向上を図ります。	C/C
50	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	C
51	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	C/B
53	女性に対する健（検）診事業の充実	女性特有のがん検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいような健（検）診の在り方を検討します。	C/B
54	疾病の予防と健診事業の充実	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健（検）診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	C

## 提言書で掲げた基本目標に対応する現計画の事業（検討用資料）

### ■ 計画の推進 ■

#### 【主な課題】

- 「ゆーあいプラン」及び「ゆーあい」の認知度向上
- 「ゆーあい」ネットワークの推進・連携強化
- PDCA サイクルの活用による適正な進行管理